

上山市長 山本幸靖様
上山市議会議長 川崎朋巳様

上山市監査委員 大和 啓
上山市監査委員 枝松 直樹

財政援助団体監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定により、次のとおり監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の基準

上山市監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して監査を行った。

2 監査等の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

3 監査等の対象 社会福祉法人 上山市社会福祉協議会

4 監査期日 令和7年6月23日

5 監査等の着眼点

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が目的に沿って適正かつ効率的に行われているか。

6 監査等の実施内容

諸帳簿及び資料のほか関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じ関係者から説明を聴取して行った。

7 監査等の結果

監査の対象となった事務は、概ね適正と認めた。

なお、主なる所見は次のとおりである。

(1) 主なる所見

地域で支え合う社会を実現するため、多様な支援活動を実行され、住民のつながりを構築する多くの事業を実施されていることを高く評価する。

今後も、共生社会を担う地域住民の意識を高める取組を進めながら、社会の変化に柔軟に対応できる事業を持続的に展開され、すべての人が安心して生活を営める効果的なサービス提供に努めていただきたい。